

補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等				
補助金の名称	介護保険利用料補助	No.	45	
予算事業名	介護保険利用料補助事業			
予算科目	款 03民生費	項 01社会福祉費	目 05老人福祉費	
	節 19負担金補助及び交付金	細々節 01介護保険利用料補助		
部課名	健康福祉部高齢者福祉課	電話番号	049-251-2711	内線 393

補助金の根拠			
根拠条例等	条例		
	規則		
	要綱	富士見市介護保険利用者負担補助要綱	
	その他		
開始年度	平成 12 年度	終期の設定	<input type="checkbox"/> 有(年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input type="checkbox"/> 事業費補助	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input checked="" type="checkbox"/> 扶助費的補助	

補助金の概要	
目的 (何を対象にどのような成果を得たいのか。)	介護保険法に定める要介護・要支援被保険者の内、介護保険サービスの利用を経済的理由で利用できないということのないようにするための目的である。
導入の経緯 (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	介護保険制度は施設サービスよりも居宅サービスの利用を推進していることもあり、居宅サービスを利用する者が、低所得者であっても経済的な理由でサービスの利用ができないようにしないため。
対象資格 (対象資格はどのようなものか。)	次の①②③④のいずれかの要件に合致する場合で居宅サービスを利用した場合に補助金を交付する。 ①老齢福祉年金受給者で、非課税世帯の者 ②老齢福祉年金受給者で、境界層該当の者 ③市民税非課税世帯の者 ④境界層該当の者
交付内容等 (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	介護保険利用者負担補助金交付申請書に対象者資格であることを証する書類、介護保険サービスの領収書を確認し、補助金の交付決定を行っている。
積算基礎 (予算額をどのように積算しているのか。)	平成 22 年度予算額 8,800 千円 サービス利用料の平均費用×補助金交付見込数×12ヵ月 3,780円×194人×12ヵ月

補助割合等	
補助割合等の明示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 定額) <input type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市 割合 市 国 県 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input checked="" type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	

交付実績とコスト		(単位:件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	2,032件	2,094件	2,328件	
交付(見込)件数の増減要因		-	-	
決算(予算)額(A)	8,124,290	7,740,930	8,800,000	
財源内訳	国庫支出金	0	0	
	県支出金	0	0	
	その他	0	0	
	一般財源	8,124,290	7,740,930	
概算人件費(B)	1,523,297	1,574,769	1,750,281	
概算補助事業費(A+B)	9,647,587	9,315,699	10,550,281	
実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	領収書を確認し交付しているため、実績報告書の提出は不要である。 なお、国民健康保険団体連合会からの給付実績と照合し、確認している。			

事業環境等	
見直しの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (18、21年度) <input type="checkbox"/> 無 ※ 5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直し内容 無⇒見直さない理由	(平成18年度改正内容) 交付対象サービス内容として、グループホームと有料老人ホームを除いた。 (平成21年度改正内容) 交付対象者として、保険料段階(年単位)から利用者負担段階(月単位)に変更した。

廃止した場合の問題点 (廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)	平成22年4月分の補助金の支給者は186人で658,920円。在宅でサービスを利用するには1割負担といえども低所得者には負担が重い。今後も制度を維持し、在宅サービスの利用を推進していくことにより高齢者ができる限り住み慣れた場所で生活できる。
---	--

評 価			
評価項目		判断理由	評 価
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	介護保険制度創設時から介護保険の目的である自立した在宅での生活を重視したものであり、低所得者がサービスの利用に対して負担を軽減するための制度のため必要性が高い。	<input checked="" type="checkbox"/> 望ましい <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	県内ではほぼ全市町村が同様な事業により補助金を交付している。交付対象者としては、税金や保険料等が増額されている現状から収入減が顕著で、補助額は少額であってもサービスに対する補助についての市民ニーズが高い。	<input checked="" type="checkbox"/> 優先すべき <input type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	高齢化によりサービス受給者の自然増加があり、交付実績から見ても年々交付件数が増加しているため、補助金の交付が在宅サービスの利用を支援している。 平成20年度4月居宅サービス受給者数1,237人 平成21年度4月居宅サービス受給者数1,296人 平成22年度4月居宅サービス受給者数1,426人	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が出ている <input type="checkbox"/> あまり出ていない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	当市の高齢化が20%に近い状況になり、介護保険サービスの需要が増加してきている。一方、個人の可処分所得は税や保険料等により減少傾向にある。そのような中で、介護保険制度の目的である自立した在宅生活を維持していくためには補助金の必要性が高まっている。今後も低所得者に対しては現状の制度の継続性が必要である。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成できる <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上継続 <input type="checkbox"/> 重点化する（コストを集中的に投入したい） <input type="checkbox"/> 制度の変更（補助対象経費・補助率の変更） <input type="checkbox"/> 廃止（ 年度まで）		
	見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。		